議案第６号　定款改正について

公益社団法人北海道社会福祉士会　定款変更　新旧対照表

変更後	現行
公益社団法人北海道社会福祉士会定款 2012 年 5 月 26 日総会議決 2014 年 3 月 22 日一部改正 2015 年 6 月　6 日一部改正 2018 年 6 月 23 日一部改正 2019 年 6 月 22 日一部改正 2020 年 6 月 27 日一部改正 2021 年 6 月 26 日一部改正 （資格の喪失） 第１０条　前２条の場合のほか、会員（第３号及び第４号に掲げる場合にあっては、正会員）は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （１）　心身の故障により社会福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの （２）　死亡し、又は解散したとき。 （３）　社会福祉士法第３２条第１項又は第２項の規定により、登録を取り消されたとき。 （４）　社会福祉士法第３３条の規定により、登録を消除されたとき。 （５）　第７条に定める会費を２年以上納入しなかったとき。	公益社団法人北海道社会福祉士会定款 2012 年 5 月 26 日総会議決 2014 年 3 月 22 日一部改正 2015 年 6 月　6 日一部改正 2018 年 6 月 23 日一部改正 2019 年 6 月 22 日一部改正 2020 年 6 月 27 日一部改正 （資格の喪失） 第１０条　前２条の場合のほか、会員（第３号及び第４号に掲げる場合にあっては、正会員）は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （１）　後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。 （２）　死亡し、又は解散したとき。 （３）　社会福祉士法第３２条第１項又は第２項の規定により、登録を取り消されたとき。 （４）　社会福祉士法第３３条の規定により、登録を消除されたとき。 （５）　第７条に定める会費を２年以上納入しなかったとき。

議案第６号　定款改正について

（６）　すべての会員が同意したとき。	（６）　すべての会員が同意したとき。
変更後	現行
２　（略） 附　則 この改正定款は、２０２１年６月２６日から施行する。	２　（略）